## 平成28年白老町議会全員協議会会議録

平成28年11月28日(月曜日)

開 会 午前 11時20分

閉 会 午前 11時48分

## 〇議事日程

1. 農業委員会法改正について

# 〇会議に付した事件

1. 農業委員会法改正について

# 〇出席議員(12名)

1番 山田和子君 2番 小西秀延君

3番 吉谷一孝君 4番 広地紀彰君

5番 吉田和子君 6番 氏家裕治君

7番 森 哲 也 君 8番 大 渕 紀 夫 君

9番 及 川 保 君 10番 本 間 広 朗 君

11番 西田祐子君 13番 前田博之君

14番 山本浩平君

# 〇欠席議員(1名)

12番 松田謙吾君

# ○説明のため出席した者の職氏名

農林水産課長 本間 力君

農林水産課主幹 池田 誠君

農林水産課主査 湯 浅 昌 晃 君

# 〇職務のため出席した事務局職員

事務局長 南 光男君

主 査 増田宏仁君

◎開会の宣告

○議長(山本浩平君) それでは、ただいまより全員協議会を開会いたします。

(午前11時20分)

○議長(山本浩平君) 本日の案件でございますけれども、「委員会法改正」についてであります。 それでは、担当課からの説明を求めます。

本間農林水産課長。

**〇農林水産課長(本間 力君)** お時間いただきまして、農業委員会法の改正にかかります、白 老町農業委員会の選挙に関係する定数条例含めました制度改正について説明させていただきます。

本日お配りさせていただいています、横版の農業委員会法改正についてというところと、それから新たな農業委員会制度が始まりますというタイトル、こちら農林水産省が作成している資料になります。この農林水産省の資料に関しましてはポイントのみかいつまんでご説明させていただきますので後ほど説明させていただきます。

まず横版の資料から説明させていただきます。めくっていただきまして、1.農業委員会法改正の背景ということですが、昨年の9月になりますが、農業組合協同組合法を含めました関連三法がこの法律では改正されており、4月1日より適用されております。今回の農業委員会の大きくは農地の利用の最適化が推進が最も重要な事項であるというくくりが法律の農業委員会改革に取り組まれることの姿勢でございます。

2. 農業委員会法改正の主な変更点でございますが、まず①としまして、農業委員の公選制の廃止ということで、今後の新制度におきましては市町村による選任制、議会の同意を得て任命するという形となります。それから②農地利用最適化推進委員の新設ということでございます。農業委員とは別に新たに農地利用最適化推進委員を設置と。ただし書きとしまして、政令で定める基準に該当する場合は推進委員を委嘱しないことが可能ということで、後ほど説明させていただきます。それから、③農業委員会業務の重点化ということで、農業委員会の業務の重点としまして、農地利用の最適化の推進であることを明確化されております。

すいません、農林水産省のほうの資料のほうでちょっと説明をさせてください。めくっていただきまして1ページ、タイトルに農業委員会改革の考え方というページがございます。今お話ししたとおり、①農業委員会の事務の重点化、それから、②農業委員の選出方法の変更ということで公選制の廃止されて、任命制度という形でこれから切りかわるということ。それから、③農地利用最適化推進委員の新設ということ。加えて、④全国組織としまして全国農業会議所、それから都道府県農業会議、北海道でいきますと北海道農業会議がございますが、それら農業委員会のサポート組織の機能強化ということで、今回の改革におきましてはこの4点が大きく変更点という形で示されております。

それから2ページ目めくっていただきたいと思います。事務の重点化ということで①に記載して

おりますが、この下の表をご覧いただきたいと思うのですが、左側が従前、右側が改革後ということで、実際の今までの任意事務という②になっておりますけども、担い手への農地集積・集約化・遊休農地の発生防止・解消、こういったものが矢印の下に記載しておりますが、任意事務から必須事務に位置づけられるということで、今以上に全国的にも今後の農業、農地の利用に関しましては、徹底していくような法律の中で必須事務として位置づけられているという状況になります。下にも記載しておりますが、それらの意見、それから行政庁への建議等の対応につきましては、法的根拠がなくてもこれまでやられたということもありますので、法令事務から削除されておるところもございます。また農地利用に関しましては、最適化に関する施策としましてきちんと計画をつくり、いわゆるPDCAサイクルを踏まえて、改善に向けた対応をしていくというような位置づけも含まれてございます。

それから、5ページ目お願いします。5ページ目のちょうど表が記載されていますが、農業委員会というタイトルの中に、左側農業委員と、それから推進委員という右側の欄がありますが、今まで農業委員が行っておりました、事務に関する地域の農地利用の最適化の推進という部分が推進委員に置きかわるというような取り組みであります。もともとこちらのほうの取り扱いに関しまして、新たに置くことができるということで、申し訳ありません、飛びまして 13 ページをお開き下さい。農業委員さんがそもそも行う事務と今後推進委員が新たに置く部分、重複されている部分があるのですが、推進委員を委嘱しないで市町村が対応できる、こちらは政令の解釈でございます。下のほうの取り扱いの中で市町村の中で区域の農地の遊休農地率が 100 分の1以下、いわゆる1%以下、それから当該区域の農地利用の面積の担い手集積率が100分の70以上であることがされているということで、本町としましては遊休農地率が現在95%以上ということで、今現在その委嘱しない条件としては満たしていることをまずもってご報告いたします。

それですいません戻りまして、横版の資料の3番のほうから順を追って説明させていただきます。

3. 農業委員会の新制度の概要ということで、先ほど言いましたとおり、(1) 農業委員会の選出方法の変更と定数ということで、①公選制を廃止いたしまして、議会の同意を得て町長が任命すると。②定数につきましては、農地面積等、事情を考慮して政令で定める基準で行うと。

それから(2)農業委員の募集と推薦に関しましては、事前に農業者及び農業者が組織する団体 その他の関係者に推薦を求める。応募者、推薦者の情報を整理し公表するということが求められて おります。

それから(3)農業委員の任命要件でございますが、今回大きく変わったところがこちらとなります。認定農業者・利害関係・年齢性別等の取り扱いでございます。原則として認定農業者が委員の過半数を占めなければならない。中立委員として利害関係を有しないものということでございますが、この中立委員を1名以上含まれること。それから女性登用、それから青年農業者の登用に努めることという努力目標でございます。青年農業者にいたしましては満49歳以下の農業者でございます。

先ほど話しました(4)農地利用最適化推進委員の新設ということで、農業委員自体は合議体、

議決権を有していますが、農業委員会にも推進委員は入れますが、議決権を有しないそういった取り扱いということで、農地利用の最適化の推進する熱意と識見を有する者を委嘱するということで、 農業委員と連携して行うという流れでございます。

次のページでございますが、4. 農業委員会の新制度への移行次期・取り扱いということで、まず、今現在の任期でございますが、26年7月から来年29年7月までとなっております。今の制度自体は任期終了まで任期は有するということになります。②現在の定数、それから移行後の取り扱いでございますが、まず条例で定める選挙定数は8名、現職は選挙を踏まえて農業委員は今現在6名でございます。それからプラスしまして推薦枠としまして4人、現在、任期中の来年の任期までは10名の農業委員さんという形になっております。事務局、それから町側の移行としましては、新制度移行後も現定数を確保していきたいという意向で考えております。③農業委員の選任につきましては、後ほど説明いたしますが農業委員会の委員選任に関する規定を別途設けまして、選考委員会を経て選考するという流れになります。

それから、(2)農地利用最適化推進委員の取り扱いでございます。先ほどから申し上げていますが、推進委員を置かない条件を満たしておりますので、推進委員の委嘱に関しましては農業委員会が行う形になります。新農業委員さんの中の委嘱となります。

それで5番飛びまして、1番後ろのページでそれぞれ(1)、(2)の別紙図をつけさせていただいております。飛び飛びで申しわけございませんが、まず別紙図のほうをご覧いただきたいと思います。農業委員の定数に関しての比較表でございます。左側が改正前ということで、1. 公選制の定数8名の現6名と、それから、2. 選任委員ということで4名でございます。実際の改正後という形で今、実際いらっしゃいます10名を維持しまして、先ほど申し上げました農業委員の任命要件を踏まえて、これから募集をかけていくという流れになります。なお下段の米印に記載しておりますが、各市町村議会の国が見解として示している捉えでございますが、全国的な捉えといたしまして委員の選出、推薦枠に対しまして公正性・透明性を欠くものとこれまで解釈されていたということで、今回の議会枠、それから農協、共済の関係に関しても含めまして公選制を廃止し、このような任命制度に置きかわれたというものと捉えてございます。

それから別紙図2のほうでございます。簡単になのですが現在の農業委員会の業務を記載しております。こちらに関しましては、①実態把握機能、②調整支援機能、すいません④となっていますが、③で訂正させてください。③審議機能、それから④廃止になった部分でございますが、今④と置きかえている③審議機能、これはいわゆる農業委員会総会の取り扱いでございます。その中で仮にですが改正後に農地利用最適化推進委員を置いた場合に関しましては、①と②に推進委員が行う業務と、③が農業委員と、②の下のほうです。改正後の農業委員会の業務ということで農業委員が全て行うと。最適化推進委員を置かない場合はこのような流れというふうに押さえております。最後5番目のほうに戻っていただきまして、法改正に伴う条例改正のスケジュールということで、本日の説明を踏まえまして、議会12月会議に関係議案のほうの提出を考えております。白老町農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正となります。農業委員会の定数条例として提案させ

ていただきたいと思っております。その議会の成立後、1月以降に農業委員の募集を開始し、定数を満たない場合の想定もしまして、最大3月まで募集期間を設けさせていただいております。3月には報酬等の関連予算の議案提出を予定させていただきますが、国費が伴う場合につきましては確定レベルが4月以降となりますので、そのような形で逐次対応させていただきたいと考えております。4月までに候補者を決定いたしまして、議会6月会議に同意を得るために関係議案の提出を考えております。7月の段階で新委員を任命ということで考えております。また先ほど来からお話ししているとおり、農地最適化利用推進委員に関係しましては、現農業委員の皆様方の意見、それから新農業委員の皆様方の意見を踏まえて、最終的に政令で定める部分を適用させるか、または法令に基づきまして推進委員を置くかどうかは、この後の協議を経て対応していきたいと。仮に置くという場合につきましては議会9月会議に関係議案の提出を考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上、大変簡単でございますが、農業委員会制度に関しましての説明を終わらせていただきます。 よろしくお願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただいま説明がありましたが、この件について、特に聞いておくことのある方はどうぞ。

6番、氏家裕治議員。

○6番(氏家裕治君) ちょっと私はこの農業委員会についてはなかなか勉強不足な部分もありますので、ちょっとだけ教えてほしいところがあります。別紙図1の下の米印のところの国の見解のところなのですけども、国は、農業委員選任案の同意を行う市町村議会が「推薦をする者」として扱うことについて、公正性・透明性を欠くものと解釈されておりとなっていますけども、ここについてちょっと私は余りよく理解できないのですが、この辺についての解釈の仕方をもうちょっと詳しく教えていただきたいです。今までの現状だとか、そういったものをちょっと教えていただければありがたいのですが。

**〇議長(山本浩平君)** 本間農林水産課長。

○農林水産課長(本間 力君) この推薦枠という意味合いも、議員枠も含めての中でちょっと お答えさせていただきたいと思うのですが。いわゆる利害関係を有する捉えといいますか、農業委員の中で今までの農協枠、共済枠、議会枠という形でなられて、著しく、全国的な話の中でいきますと、事例は申し上げませんが、そういった農業委員さんの選任におきまして、そういった地域の中でどうしてもその利害関係を有してしまうような状況があったという捉えでの、言葉がちょっと適切ではないかもしれないのですが、今回その国のいろんな説明会等で示した内容をまとめた文章でございますけども、いわゆるその利害関係を有しないものと、そういうことで先ほど説明いたしました農業委員会の任命要件の中でも中立委員を必ず1名置きなさいというような、ただし農業者、農業関係組織、そういったところには十分意見を聞きなさいという、最低限そこは残ってはいるのですが、地域の中でそういった中立、公正性な立場でやってくださいというような内容として、今回その推薦枠全体が廃止し任命と変わったというような方向でございます。

- **〇議長(山本浩平君)** ほか、何か聞いておく方はおりませんか。
  - 11番、西田祐子議員。
- **○11番(西田祐子君)** 説明ありがとうございました。ちょっと2点ほどわからないので、まずこちらの農業委員会制度のほうの14ページ、農業委員及び推進委員の定数等についてということで、今回新たにこの推進委員をつくるかつくらないかは今後の課題だとおっしゃっていましたけれども、ここの区分というところの1、2、3とありますね。白老町はこの中で1の部分だと思うのですけれども、実際に基準農業者数というのは今白老町はどのくらいいらっしゃるのか。農地面積が、これはどの程度になっているのかというのを教えていただければと思います。

2点目に、この説明をさせていただいた中に農地中間管理機構というのと、農業委員会サポート 組織というのが出てくるのですけども、これをいただいた資料だけちょっと読ませていただいて、 ちょっと勉強不足なのですけども、この違いがよくわからなくて、それぞれどんな組織で、何のた めにこうやって新しく、こうやって二つつくって、この二つの組織がどういうふうな働きをして、 白老町の例えばこの農業委員会、こういうものを活性させる、農業というものをきちんとやってい くというふうに変えた、その辺がちょっとよくわからないのですけども、多分、この辺がすごくポイントとして大きいと思うのです。その辺もうちょっと詳しく説明していただければありがたいか と思うのです。

- **〇議長(山本浩平君)** 湯浅農林水産課主査。
- ○農林水産課主査(湯浅昌晃君) それでは最初のほうにご質問のありました定数の関係です。 区分の1、2、3がございますが、白老町の該当する部分につきましては、農地面積が830へクタールということで、1番の1,300へクタール以下の農業委員会というふうになります。農家の数、農家の方のいわゆる人口なのですけども、ちょっと今押さえている部分が農家の戸数でしかちょっと押さえていなかったものですから、大変申し訳ないのですが戸数のほうでちょっとお答えさせていただきます。2015年の農林業センサスの中で、農家として該当しますのは41戸、農業経営体としては60戸でございます。
- **〇議長(山本浩平君)** 本間農林水産課長。
- **〇農林水産課長(本間 力君)** 各組織の関係のところでございます。まず農地中間管理機構でございますが、一般的にこの機構に関しましては、遊休農地等が発生した場合に各農業委員会それぞれの押さえた中で農地の担い手、受け皿探しということで貸借の基本なのですけども、中間管理機構が相手探しをしていただくという形で、そういった農地利用の有効利用を図る上での組織で、従前から組織されている機関でございます。また農業委員会ネットワーク機構の組織ということなのですが、先ほども申しましたとおり、全国機構としまして全国農業会議所というものが組織されておりまして、それにぶら下がっていまして都道府県の農業会議がございます。それらその今後の公立の中で農業委員会全体のネットワーク業務を行うため、それらを取りまとめるネットワーク機構という組織になっていくという形で、ことし4月適用されて今回新たに集合体として組織されるということでございますので、まだまだ動いたばかりで、我々とすれば今、農業委員会案件という

形で総会議案挙げまして、各届け出審議に基づいて農業会議の指導を受けつつ取り扱っているものでございますので、今後事案ごとの中でその農業ネットワーク機構が束ねるような特殊案件なんかはそのネットワークの中で基づいて今後整理されていくというような形になろうかという捉えはございますが、まだまだ地域事情を踏まえて動いている農業委員会でございますので、全国的な機構の中ではもっともっと情報収集していかなければいけないかという捉えでおりますので、現時点でちょっとお答えできるとすれば今お話したとおりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

**〇議長(山本浩平君)** 11 番、西田祐子議員。

**○11番(西田祐子君)** すいません、今回ちょっと聞きましたのは、やはりこれから北海道なんかは特にそうなのですけども、過疎地になっていく、田舎はどんどん過疎地になっていって担い手不足がやはり深刻になってくると思うのです。そういう中でやはり今回こういうふうな法律改正されて、そして実際に白老町がこういう組織の中で農業が盛んになっていければ、これはすごくいいことなのだけども、そういうのにきちんと白老町として対応していけるのかどうなのかと。またこのサポート組織とかがきちんと本当に働いてくれるのかと。今までも何かすごくかけ声ばかりでなかなか農地の集約だとか、新たな担い手を見つけてどうのこうのというのは、やはりそこの地域地域によってすごくばらばらで、それぞれの市町村の力のみで何かやっている部分がすごくあったので、今回これができたことできちんとやっていけるのかと。市町村の力関係なく、それぞれ農業というものをきちんとやっていけるのかとすごく期待しているのですけども、その辺はこれはまだ期待してもだめな組織なのですか。そこまでいっていないということですか。

**〇議長(山本浩平君)** 本間農林水産課長。

○農林水産課長(本間 力君) 今回、大規模な改正というものは、今回一つの起点として日本として動いたのは事実でございますし、またやはり農地利用、または農業者の今後のやはり取り扱い上でいけば、もっともっとその農業委員会に責務を位置づけたという意味での改正については大きい捉えだと認識はしております。やはり実態としてはさまざまな各地域、本町におきましてもやはり畜産業が中心でございますが、やはり高齢化により後継者の担い手対策というのが急務であります。ただ、現実としてはやはり法律の改正は改正ということで、まずは機会的にも今回進めさせていただくこと。それからやはり農業委員会を中心に実態としてこの利用集積、または農地の最適化、そういった部分の業務は今までの農業委員さんのお力添えも含めて踏襲しつつ取り組んでいきたいと。我々としては、農業委員会も今現状に沿った形で法律の捉えを近づけていくという流れがなるかと思っておりますので、そういった部分、お話いただいたネットワーク機構等の利用に関しましても足元を見据えながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長(山本浩平君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) それでは、質疑なしと認めます。

<sup>◎</sup>閉会の宣告

これをもちまして、農業委員会法改正についての説明を終了いたします。

(午前11時48分)